

第24回 JAPAN ドラッグストアショー

出展規約

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会（以下「主催者」といいます。）は、出展規約（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約に従い、主催者が開催する第24回 JAPAN ドラッグストアショー（以下「本展示会」といいます。）を提供します。本規約は、本展示会を利用する出展社・共同出展社および出展ブースに関わる業者等（以下「出展社」といいます。）に対して適用されます。

1. 基本条件

- (1) 出展社は、出展の申込みをもって、主催者が定める本展示会の実施に係る本規約を遵守することに同意したものとみなされます。
- (2) 出展社は、申込書に記載した内容を展示するものとします。
- (3) 主催者は、申込書の記載内容が本展示会の趣旨に合致しない場合には、申込みをした出展社に対し、出展をお断りする場合があります。
- (4) 出展社は、出展申込書記載内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術等に関する内容などについて主催者がパンフレット、ホームページ等に記載する事に同意するものとします。

2. 出展申込みおよび出展小間料金の支払い

- (1) 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込みを主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送(電子メールによる)した時点をもって正式な出展申込受理として主催者と出展社との間で本展示会への出展に関する契約が成立し、本規約は当該契約の一部を構成するものとします。
- (2) 出展申込受理の後、主催者は出展社に出展小間料金を請求します。出展社は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へお振り込みください。
- (3) 振込手数料については、出展社が負担するものとします。
- (4) 主催者が定める期限までに小間料金のお支払いが確認できない場合、出展のお申込みを取り消す権利を持ちます。

3. 出展申込後の取り消し

- (1) 出展申込受理後に主催者による小間の取り消し、変更は主催者の特別な承諾がない限り認めないものとします。
- (2) 出展社の都合により、小間の取り消しまたは変更を希望する場合には、出展社はその旨を主催者宛に書面により通知してください。
なお、その際には、下記のキャンセル料を頂きますので予めご了承ください。
2024年4月末まで…小間料金の50%
2024年5月1日以降…小間料金の全額

4. 展示会場における小間位置の決定

- (1) 小間配置に関しては、会場ゾーニング、出展小間数などを考慮して主催者側がその裁量で決定します。
- (2) 展示効果の向上その他主催者側で相当と考える理由がある場合には、主催者の本展示会推進事務局（以下「事務局」といいます。）側で小間図面の変更、小間の再配置を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) (1)による小間配置の決定または(2)によ

り小間位置の変更があった場合においても、出展社は小間位置の決定もしくは変更に対する賠償請求は行えないものとします。

5. 小間の転貸等の禁止

出展社は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

6. 共同出展の申込み

2社以上の出展社が共同で出展する場合、代表社となる1社を予め決定してください。代表社および共同出展社が、1社ごとに小間申込みをおこなってください。

7. 即売の禁止

現金と引き換えに出展物又はその他の物品を即売することを禁止します。又、予約販売(対個人)も禁止します。

8. 出展物等の設置及び撤去

- (1) 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則」(後日配布)に規定され、出展社はこれを遵守しなければなりません。
- (2) 出展社は、事務局より通知された時間内に出展物などの会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (3) 出展社は、小間内の出展物の設置を、会期初日の午前8時30分までに完了させるものとします。
- (4) 出展社が(3)の時刻までに自社の小間で(2)の作業を行わなければ、事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を事務局が使用できる権利を有するものとします。
- (5) (4)により契約を解除された出展社は、同日に解約した場合のキャンセル料として、出展小間料全額に相当する金額を支払うものとします。
- (6) 出展社は、会期中の出展物等の搬入、移動及び搬出の際は、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (7) 出展社は、小間内の出展物、装飾品等を、事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展社の費用により事務局が撤去します。

9. 展示場の使用

- (1) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
- (2) 出展社は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展社の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (3) 出展社は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行う事はできません。
- (4) 事務局は、隣接の小間の出展社から苦情が出た場合で、事務局が展示会運営上の立場から小間の変更が必要であると判断した場合には、当該小間の出展社は、その変更の求めに応じるものとします。
- (5) 事務局は、出展に係る音、操作、材料、その他

の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。

- (6) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展社側の責任により行うものとします。
- (7) 主催者は (5) 及び (6) による制限、禁止又は撤去により当該出展社に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

10. 出展社管理システムの利用

(1. ユーザ ID とパスワード)

- (1) 主催者は出展社に対し、出展申込み受理後、出展社管理システム内に「出展社アカウント（ユーザ ID とパスワード）」を付与します。出展社が出展社管理システムを利用するには、このユーザ ID とパスワードが必要で
- (2) ユーザ ID とパスワードは、出展社の責任にて適切に管理、利用してください。ユーザ ID およびパスワードの他人による不正利用については、全て出展社の責任となり、主催者は一切責任を負いかねます。
- (3) 主催者は、登録されたユーザ ID 及びパスワードの一致をもって当該ユーザ ID およびパスワードを有する出展社が利用したものとみなし、その効果は当該出展社に帰属するものとします。
- (4) 出展社は、ユーザ ID とパスワードを入力して出展社管理システムの利用が可能な状態にした情報端末を第三者に利用させたり、ユーザ ID とパスワードの貸与、譲渡、転売、質入、名義変更等を行ったりしてはなりません。

(2. サービスの中断)

- (1) 主催者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、出展社に事前に通知することなく、出展社管理システムのサービスの全部または一部を中断することがあります。
- 1 出展社管理システムにかかる設備を保守もしくは点検する場合、または当該設備に不慮の障害等が発生した場合
 - 2 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止した場合
 - 3 出展社管理システムの内容を変更等する場合
 - 4 その他主催者が出展社管理システムの運営上、中断が必要と判断した場合
 - 5 天災地変、疾病、感染症の蔓延またはこれに基づく政府もしくは地方公共団体による命令もしくは要請（法的強制力の有無を問いません。）、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロ、労働争議、火災、停電、その他の非常事態（以下「不可抗力」といいます。）により、本展示会または出展社管理システムの運営が困難になった場合
 - 6 サービス提供者（主催者の委託を受けて、または主催者と共同で、出展社管理システムを運営するサービス提供事業者をいう。以下同じ）において前各号と同様の事象が発生した場合
- (2) (1) の場合、出展社は、出展社管理システムを利用できなくなったり、出展社管理システムの利用に関する情報、出展社管理システム上で保存または通信した内容などの全部または一部を失ったりする可能性があります。これについて主催者は責任を負いませんので、予めご了承ください。

(3. 利用環境)

- (1) 出展社管理システムの利用に必要な設備および環境（コンピューター、通信機器、ソフトウェア、高速インターネットへの接続環境などを含みます。以下、「利用環境」といいます。）は、全て出展社の責任と費用負担にてご準備ください。
- (2) 主催者は利用環境を改定する場合がありますので予めご了承ください。利用環境の改定は主催者が出展社に適宜の方法で通知します。

(4. 展示に関するルールの概要)

- (1) 出展社が出展社管理システムから自身の出展社紹介ページに掲載した画像、映像、文章、数値、データ、添付ファイルその他の情報（以下「コンテンツ」といいます。）は当該出展社に帰属し、主催者はコンテンツを自由に利用（利用に必要な改変も含みます。以下同じ。）できるものとします。また、各出展社は主催者に対し、本展示会参加者が本規約に基づきコンテンツを利用する権利を再許諾することを許諾します。出展社は、コンテンツを出展社紹介ページに掲載し、また当該各許諾をすることにつき、著作権、肖像権等を含めて必要な権利処理をするものとします。また、コンテンツにつき、出展社は著作者人格権を行使せず、また著作者をして著作者人格権を行使させないものとします。権利処理の要否またはその方法などに関するお問い合わせなどは、関係する権利者または権利管理団体などへお願いします。コンテンツに関して第三者から権利侵害の主張または照会などがあつた場合は、主催者の判断で当該コンテンツを出展社紹介ページから削除し、または当該コンテンツを一時閲覧できなくすることがあります。当該権利侵害に関する紛争は出展社が当該第三者との間で、自己の費用と責任で解決するものとします。
- (2) 展示内容・コンテンツ・方法および出展社紹介ページ内・出展社管理システム上での次の行為を禁止します。禁止事項に該当し、または該当する可能性が高いと主催者が判断した場合、その裁量により改善を求め、当該展示もしくは行為を停止することがあります。出展社は、禁止事項該当性の判断につき主催者が行う調査に協力するものとします。これにより生じた出展社の損害等に関して主催者は一切補償しません。また出展社は、主催者の措置・決定に異議を述べないものとします。また、禁止事項違反行為により、出展社が第三者から損害賠償その他の訴えを受けた場合（出展内容に含まれる製品・サービス等についての知的財産権に関する紛争を含む）、出展社が自らの責任と費用において解決してください。
- 1 第三者の権利（知的財産権を含む）を侵害し、または侵害するおそれのある内容・コンテンツ・方法・行為
 - 2 展示会の趣旨に反するか、または関連しないもの
 - 3 公序良俗に反するかまたは反するおそれのある行為
 - 4 他の出展社またはその関係者や参加者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれに類する行為などを含む）
 - 5 出展社管理システムのシステム、ソフトウェア等に対する攻撃、修正、改変、複製、蓄積、削除、その他当該システムに損害を与える行為（コンピューターウイルスを含むプログラムその他の有害プログラムの使用を含む）、その他本展示会または出展社

管理システムの正常な運営を妨げる行為
6 その他、前各号に準じて主催者またはサービス提供者が不適当と判断する行為

- (3) 出展において製品・サービス等の比較表示を行なう場合は、原則として自社/組織および自社/組織関連グループ企業の商品・製品・技術等を比較することとし、他社/組織の商品・製品・技術等と比較表示する場合は当該他社/組織の許諾を得たうえ、他社/組織に迷惑が及ばないように表示してください。
- (4) 出展社は、出展社紹介ページにコンテンツをアップロードする時期、方法、形式などにつき、主催者の指示を遵守するものとします。
- (5) 本展示会会期中および会期後の出展社と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
- (6) その他、出展社の展示内容や行為により、他の出展社や参加者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展社はその決定に従うものとします。

11. 個人情報の取り扱い

- (1) 出展社は、展示等を通じて「個人情報」（個人情報保護法2条1項に定める定義によるものとし、以下同様とします。）を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず個人情報の情報主体から「同意」を取らなければなりません。
- (2) 出展社は、展示等を通じて取得した個人情報について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。
- (3) 出展社は、個人情報の情報主体から展示等を通じて取得した個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴え等を受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。
- (4) 出展社が展示等を通じて取得・管理・運営する個人情報の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争等が生じた場合、出展社は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

12. 損害賠償責任

- (1) 主催者はいかなる場合においても、出展社が展示スペース、印刷物および出展社管理システム・出展社紹介ページを使用することによって出展社または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。
- (2) 出展社は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺、その他主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
- (3) 出展された製品・サービスについて他の出展社や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展社はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。
- (4) 主催者は、不可抗力のほか、主催者の責によら

ない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展社の損害は補償しません。

- (5) 主催者は、会場マップ、ウェブサイトその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展社の損害は補償しません。
- (6) 開催期間中に、出展社が自らの行為に起因して他の出展社または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展社または来場者との間の紛争等は、出展社の責任のもとで解決するものとします。
- (7) 前各号の免責の規定にかかわらず、万一主催者が損害賠償責任を負うと判断される場合でも、主催者が出展社に対して負う損害賠償額は、いかなる場合も当該出展社の出展小間料金額を上限とします。

13. 反社会的勢力の排除

- (1) 出展社は、出展社が現に反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、右翼団体、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、またはその他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。
- (2) 主催者は、出展社が前項に違反した場合（これらの事実についての報道又は捜査機関からの情報提供があったときを含みます。）、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金は返金せず、また取り消しによって出展社に生じた損害も賠償しません。

14. 展示会の中止

- (1) 主催者は、不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、期間短縮または延期する場合があります。この場合、原則として出展社への出展料金の返金はありません。なお、期間短縮または延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展社へあらためて提示します。
- (2) 主催者は、(1)により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

15. その他

- (1) 本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展社は同意するものとします。
- (2) 主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展社に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。